平成 24 年 12 月号



特定社会保険労務士 原 敏昭

原労務管理事務所便り

連絡先: 〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎2-7-32 TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719

E-mail: <u>harasr@agate.plala.or.jp</u>

URL: http://www.harasr.com/

高年齢者雇用の状況と改 正法施行後の高齢従業員 の処遇

◆希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は5割弱

厚生労働省は、2012年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果を10月中旬に公表しました。

これによれば、高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は97.3%(前年比1.6 ポイント上昇)で、大企業で99.4%(同0.4 ポイント上昇)、中小企業で97.0%(同1.7 ポイント上昇) でした。

また、希望者全員が 65 歳 以上まで働ける企業の割合 は 48.8% (同 0.9 ポイント上 昇) で、大企業で 24.3% (同 0.5 ポイント上昇)、中小企業 で 51.7% (同 1.0 ポイント上 昇) との結果となりました。

◆約4分の1は継続雇用を 「希望しない」

また、定年到達者の継続雇用の状況についてですが、過去1年間に定年年齢に到達した人(43万36人)のうち、「継続雇用された人」は73.6%(31万6,714人)、「継続雇用を希望しなかった人」は24.8%(10万6,470人)、「継続雇用の基準に該当し

ないこと等により離職した 人」は 1.6% (6,852 人) で した。

約4分の1の人は継続雇用されること自体を望んでいないようです。

◆継続雇用者の処遇はどの ように決める?

高年齢者雇用安定法の改正(2013年4月1日施行)により、労働者が希望すれば、企業は65歳までの雇用確保措置(継続雇用等)が義務付けられます(例外あり)。その際に問題となるのが、継続雇用者の「処遇」です。

日本経団連が行った「2012 年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」の結果によれば、法改正に伴って必要となる対応について、44.2%の企業が「高齢従業員の貢献度を定期的に評価し、処遇へ反映する」と回答しています。

高齢従業員の業務内容や貢献度に応じて、処遇を決定しようとしている企業が多いようです。

最新調査結果にみる残業 代支払いと有休消化率の 現状 ◆所定外労働時間に関する 調査結果

20~64 歳の民間企業雇用者 (2,000名) に対して 2012年10月1~6日の間に行った調査によると、2012年9月中に所定外労働を行った人は 39.1%で、平均所定外労働時間は 38.2時間でした。

特に、男性の所定外労働時間を行った割合は 55.2%と 多く、平均所定外労働時間は 43.0 時間でした。

◆残業代支払いに関する調 香結果

所定外労働を行った人の うち「残業手当の未申告があ る」と回答した人の割合は 35.3%で、未申告分の時間の 平均は21.3時間でした。

未申告ありと回答した割合は、男女の正社員・非正社員を合わせた全体の約4割ですが、特に男性正社員に多く見られ、未申告分の時間は平均24.8時間でした。未申告の理由については、「働いた時間通り申告しづらい雰囲気」が36.3%、「残業代に限度がある」が24.2%でした。

残業手当の全額が支払われた人の割合は 46.9%で、

「4割以上6割未満が未申告」だった人が5.5%、「2割以上4割未満未申告」だった人が5.3%でしたが、まったく支払われていない人も

◆有休消化率に関する調査 結果

6.3%に上ったそうです。

上記調査において、2011 年度に支給された有給休暇 の消化率について尋ねたと ころ、「概ね消化できた」と 回答した人の割合は、非正社 員で約4割、正社員で約2割 にとどまることがわかりま した。

厚生労働省が2012年11月 1日に公表した「就労条件総 合調査」においても、2011 年における正社員の有休取 得率は49.3%で、前年比で 1.2ポイント上昇して2年連 続上昇したものの、「2020年 に70%」との目標には遠く及 ばない結果となっています。

◆賃金収入も回復の兆しな」

さらに、同調査において1年前と比べた賃金の増減について質問したところ、「減った」と回答した人が31.6%で、「増えた」と回答した人の23.7%を上回る結果となりました。

「中途採用」を成功させるためには何が必要?

◆求める人材像は明確 ですか?

「アイデム人と仕事研究所」が、正社員の中途採用に関する実態調査を行いました。この調査は、直近1年間に正社員の中途採用面接を行った企業を対象に行われ、1,010社が回答しています。

調査では、自社内の採用ビジョンについて、「求める人材像が確立されている」(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計)が60.1%あった一方で、37%が「確立されていない」と回答しています。

また、求める人材像が確立されている企業において、採用に関わる社員の間でその人材像が「共有されている」と回答したのは25.2%、「どちらかといえば共有されている」と回答したのは57.2%でした。

さらに、面接で「自社の求める人材を見抜けている」と回答した企業は55.8%で、見抜けている企業ほど「求める人材像」も明確であったという比例関係があることがわかったそうです。

◆人材像の「確立」と「共有」 に必要なこと

求める人材像があやふや であったり、採用担当者に共 有されていなかったりすれ ば、自社の求める人材は採用できません。求める人材像が確立されていない、あるいは確立されていても共有できていない原因はどこにあるのでしょうか?

この原因を考えていくってと、「『経営戦略』が明確になるもり、(1) いるか」につながってり、(1) を考えられます。つまり、(1) なられます。確になかので社のでは、(2) 人材の評価方針のではのが明確で社のが明確で社のでは、のでではなるというがででは、大利のでは、はなるのです。

◆良い人材は良い経営戦略 とその管理から

良い人材を採用するために は、まず、自社の戦略を明確 にすること。そして会社がそ の戦略を実行するには、その 進捗を管理する人事制度の構 築が不可欠です。

面接テクニックを提供する 会社なども多くあり、担当者 のスキルアップ自体も重要で はありますが、「良い人材が入 ってこない」と思い当たる場 合には、一度、人事制度につ いて考えてみてはいかがでし ょうか。